

# 愛媛県国民健康保険運営方針（概要）

平成29年12月策定  
令和3年3月改定

## 第1章 運営方針の基本的事項

- 策定目的：平成30年度以降、県と市町が共通認識のもと事務を実施
- 役割分担：県＝財政運営、市町＝資格管理・保険料賦課徴収・給付など
- 期間：3年→PDCAサイクルによる見直しを実施

## 第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 本県の医療費総額は、被保険者数の減少に伴い減少傾向にあるが、医療費水準は高く、一人あたり医療費は今後も増加傾向

[医療費推計と将来見通し] (億円)

H26	H27	H28	H29	H30	R3	R4	R5
1,381	1,403	1,351	1,313	1,289	1,192	1,157	1,121

- 市町国保の実質収支（H30年度）は赤字  
[実質収支の推移]

H28	H29	H30
2億円	24億円	▲9億円

- ※赤字解消は被保険者の保険料負担に配慮し、計画的・段階的に実施
- 一般会計繰入や繰上充用を行うことなく収支の均衡を図ることが重要
- 赤字市町ごとに要因を分析し、赤字解消計画（取組内容や目標年次）を設定

## 第3章 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法

- 県内の保険料水準は全国に比べ低水準（1人あたり調定額での比較）  
1人あたり保険料額…愛媛県：82,619円、全国：95,391円…約1.3万円の差
- 県内の保険料水準に大きな格差（1人あたり調定額での比較）  
1人あたり最高：103,479円（八幡浜市）、最低：64,835円（松野町）…1.6倍
- ※保険料水準は、各市町の被保険者の所得水準や医療費水準など様々な要因が影響
- 賦課方式の状況  
料方式：4市、税方式：16市町 3方式：6市町、4方式：14市町
- 保険料水準の統一に向けた協議の実施
  - ・令和5年度までに、令和6年度以降の取組内容や目標を定めたロードマップを作成
  - ・医療費格差や決算補填等を目的とする一般会計繰入の解消を目指す
  - ・医療適正化のインセンティブを確保する
- 料・税の賦課方式統一については、今後の収納状況や保険料水準を踏まえ検討
- 各市町の納付金額に、市町ごとの医療費水準・所得水準の違いを反映
- 市町ごとに納付金の確保に必要な保険料水準（標準保険料率）を設定し公表
- 保険料水準が一定割合を超えて上昇する市町には激変緩和措置を実施
- 保険者規模別の標準的な収納率目標

一般被保険者数	1万人未満	5万人未満	5万人以上
収納率目標	95%	94%	93%

#### 第4章 保険料の徴収の適正な実施

- 収納率は上昇傾向  
H28：93.74%（17位）、H29：94.38%（14位）、H30：94.84%（11位）
- 市町ごとの収納率に大きな格差  
最高：97.99%（砥部町）、最低：92.87%（伊方町）
- 市町ごとに収納率目標を設定、収納不足の市町は原因を分析し県に報告

#### 第5章 市町における保険給付の適正な実施

- レセプト点検の充実強化  
研修会の実施、介護保険との突合、点検項目一覧の作成、県による給付点検調査
- 療養費の支給の適正化  
海外療養費情報の共有化、柔道整復療養費等の患者調査
- 第三者行為求償等の取組強化  
第三者行為求償事務アドバイザーの活用
- 大規模不正請求事案への対応  
大規模な不正利得の回収に関する事務処理方針の策定

#### 第6章 医療費適正化の取組

- 特定健診受診率の状況 愛媛県：33.1%、全国：37.9%
- 特定保健指導実施率の状況 愛媛県：35.2%、全国：28.9%
- 後発医薬品の使用状況 愛媛県：78.7%、全国：77.7%
- 特定健診受診率等の向上  
先進事例の横展開、研修会の実施、ICTを活用した取組、医療機関等との連携
- 県糖尿病性腎症重症化予防プログラムによる取組の推進
- 個人インセンティブの提供  
健康増進アプリの導入、医療費抑制効果の検証
- KDBシステムの有効活用

#### 第7章 市町が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進

- 被保険者証等の様式及び有効期限の統一
- 事務処理マニュアルの更新
- 市町村事務処理標準システム導入の推進
- オンライン資格確認の推進

#### 第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他関連施策との連携

- 県の取組み  
市町と関係団体が連携する上での必要な支援、好事例の紹介
- 市町の取組み  
地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みへの積極的参画、  
KDB・レセプトデータを活用した健康事業等対象被保険者の抽出、  
高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施

#### 第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整

- 「国保運営方針連携会議」、「国保事務研修協議会」を活用した意見交換・協議